

事後審査制度について

入札参加資格の一部について開札後に審査を行う「事後審査」を実施しています。
※平成24年より試行開始。平成30年本格導入に移行。

【参加資格の確認について】

事前審査	登録業種、格付または総合点数、地域要件
事後審査	条件明示書または公告文で求めた各種調書や資料の内容 (例) 配置予定技術者調書、同種業務の受注実績調書とその添付資料

事後審査資料の内容確認は開札後に行われるため、事前審査では上記内容のみ審査します。
なお、事前審査終了時に「入札参加資格確認通知」を送付しますが、入札参加資格「有」と通知されても、事後審査の結果次第では入札参加資格「無」とされることを予めご了承ください。

【開札後の取扱いについて】

疑義申立期間の終了後、落札候補者の事後審査用資料について審査を行います。
その後の取扱いは下記のとおりです。

参加資格 有	落札者として決定します。 同価入札で複数の落札候補者がいる場合は、その全ての者について事後審査を行い、参加資格ありの者のみでくじびきによる抽選を行い落札者を決定します。
参加資格 無	参加資格のない者の入札は無効とし、引き続き次順位者の審査に移ります。 以後、参加資格有の者が出るまで繰り返しますが、最後まで資格ありの者がいなかった場合は当該入札は不調となります。

入札参加資格を満たさない者の入札参加は公告文「別紙」の誓約事項に反することとなり、ペナルティの対象となり得ますのでご注意ください。

事後審査の進捗により、当初予定していた契約日・工期始が遅れることがあります。

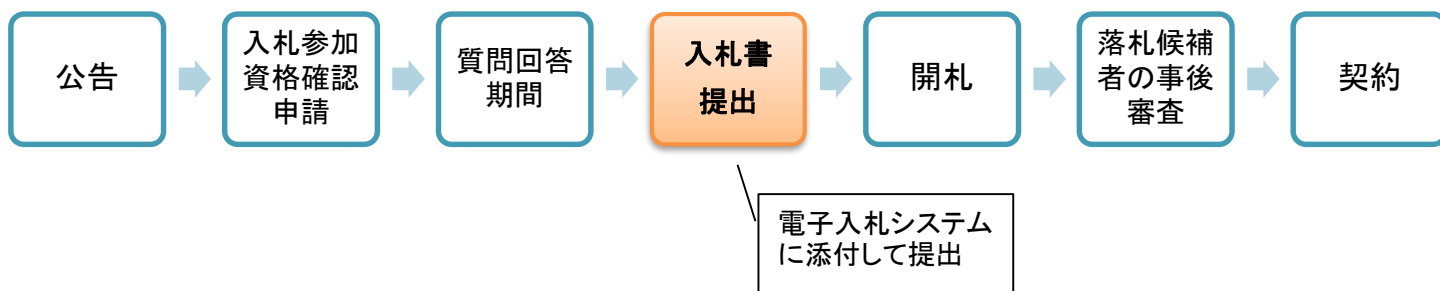
【参加資格なしの通知について】

事後審査によって「参加資格 無」とされた業者には、その理由を文書により通知します。
通知の内容について説明を求める場合は、通知の翌日(土日祝日及び閉庁日は除く)の正午までに契約検査課まで説明要求書を持参してください。工事(業務)担当課職員による説明を行います。
原則として落札決定は説明要求期限後に行うこととしていますが、説明要求は落札決定事務を妨げないものとします。

事後審査用資料の提出時期

事後審査用資料は、電子入札システム上で「入札書提出時」に入札書と同時に御提出ください。（提出の方法は下記参照）

《提出時期イメージ》



【提出の方法】

- 電子入札システムの内訳書添付機能を使って提出します。
- 電子入札システムの仕様上、添付できるファイル数は1つまでです。
- 事後審査用資料の他に、入札書提出時に提出するよう指示されている資料（内訳書など）がある場合は、必要なファイルを1つのフォルダにまとめ、zip形式に圧縮したものを添付していただくをお願いします。

【添付の手順】

- ①、②入札（見積）金額とくじ番号を入力します。
- ③ 参照ボタンを押下し、事後審査用資料を選択します。
- ④ 内訳書追加ボタンを押下します。